



発行 東京都

目次

告示

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…

○宅地建物取引業法による行政処分……（同）…

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……（産業労働局商工部地域産業振興課）…

告示

●東京都告示第百二十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九條第二項において準用する同法第十六條の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成三十年二月六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 日時 平成三十年二月十四日 午後三時三十分
二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社ユニバーサル不動産
(二) 代表者氏名 代表取締役 野崎 満
(三) 主たる事務所の所在地 豊島区東池袋二丁目六十二番八号
(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九五六九四号
(五) 免許年月日 平成二十五年八月二十三日

●東京都告示第百二十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六條第一項の規定による行政処分について、同法第七十條第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月六日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

- (一) 商号 関東土地株式会社
(二) 代表者氏名 代表清算人 坂井 陽一
(三) 主たる事務所の所在地 杉並区松庵三丁目三十五番十九号
(四) 免許証番号 東京都知事(5)第九四四二号
(五) 免許年月日 平成二十九年四月十日
二 処分年月日 平成三十年一月二十六日
三 処分内容 免許の取消し
四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六條第一項第七号

公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六條第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同條第三項において準用する法第五條第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年二月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

平成三十年二月六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 さいか屋ビルディング
二 店舗所在地 町田市原町田六丁目六番十四号
三 設置者名 株式会社瀧泰ほか一名
四 設置者住所 新潟県十日町市四日町千六百五十八番地甲丑ほか
五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社文教堂ホビーほか四十二名
六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社文教堂ホビーほか三十三名
七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ティップトップほか一名
八 変更前の小売業者の住所 渋谷区千駄ヶ谷一丁目七番四号渡貫ビル一階一〇一号（株式会社ティップトップ）ほか
九 変更後の小売業者 渋谷区千駄ヶ谷一丁目十番七号日

の住所

OPEビル二階 (株式会社ティップ) ほか

十 変更日

平成二十九年九月十日ほか

十一 届出日

平成三十年一月十九日

十二 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間

平成三十年二月六日から同年六月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。

十四 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 (代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七号

郵便番号  
113-0001



リサイクル適性  
この用紙は、再生紙のうえに  
リサイクルされています。